

第24回 東京弁護士会人権賞 受賞

東京大気汚染公害訴訟原告団長 **西 順司** 氏



今回は、東京大気汚染公害訴訟の原告団長を務めた西順司氏にお話を聞いた。最終的には633名もの方々が原告団に名を連ね、法廷内はもちろん法廷外でも被害者の声を呼び続け、東京高等裁判所において、大気汚染による公害被害者を救済するための医療費助成制度を創設すること等を内容とする和解にたどり着いた。その奮闘ぶりを率直に伺った。

(聞き手・構成：臼井 一廣)

にし・じゅんじ

1933年生まれ。1971年より気管支ぜん息を発病。公害認定を受けたことを理由に職場を解雇された。以後公害患者の権利擁護の活動に専念。1989年東京公害患者と家族の会会長。現在、全国公害患者会連合会の代表委員。解雇前に職場で知り合った配偶者と東京都北区で二人暮らし。

—他の公害訴訟と比較して、東京大気汚染公害訴訟の特徴はなんですか。

コンビナートからの排煙や排液の場合、誰を相手にするのかはわかりやすいのですが、自動車の排ガスの場合、誰を相手にするのがそもそも問題になります。さらに、原因の特定や病気となるメカニズムの解明が、きわめて困難です。しかも、すでに公害認定されている患者さんだけでなく、公害認定されていない患者さんを徐々に組織していきました。ですから、訴えを起こそうという勉強会を始めてから提訴するまでに、約4年間もかかってしまいました。

—第1次提訴が102名、その後、6次にわたる追加訴訟があって、最終的には633人の方が原告となっています。西さんが、原告団長になられたのはどのような経緯からですか。

私は、1971年に気管支ぜん息を発病し公害認定も受けましたが、病気を理由に解雇されました。この

ような体験から公害被害者の権利擁護活動の必要性を切実に感じ、1985年に「東京公害患者と家族の会」に入会し、1989年には同会の会長になりました。会長になる前年に、公害健康被害補償法が改正され、新規の認定が打ち切られました。東京都内の公害被害者が深刻な被害にあっているのにこのような改悪がなされたので、私は、被害者を救済する制度をつくる運動に人生をかけたいと思いました。環境庁への要請や座り込み、署名運動、そして裁判です。

—一審のときにも裁判上の和解の話があったと思いますが、西さんが、控訴審での和解による解決を決断するに至った経過を教えてください。

「予見可能性はあるが、法的責任はない」という理論は、納得できません。一審でも和解の話はありましたが、法的責任がないことを前提に「幹線道路から50メートル以内の人だけを救済する」等の制限があったので、和解の話を通すべきだと思いました。

しかし、判決では問題を根本的に解決することはできません。石原慎太郎東京都知事の「制度をつくる方向で控訴はしない」という判断が、絶好のタイミングだったと思います。東京都に問い合わせたところ、認定患者だけでなく未認定の患者も含めた制度をつくる方向であるとの文書による回答がありました。私は、「しめた」と思いました。

— 2007年8月8日、高裁で、大気汚染の公害被害者を救済するために医療費助成制度をつくることで裁判上の和解が成立しました。同制度を簡単にご説明ください。

被告らが財源を拠出し合って、東京都内に引き続き1年以上居住しているすべてのぜん息患者の医療費自己負担部分を全額助成するものです。おおよそ7万7000人のぜん息患者が救済されると試算されています。

— 拠出された財源は、どれくらいなのですか。

合計200億円です。東京都が102億円、そのほかには国が60億円、首都高速道路会社が5億円、国内の自動車メーカー7社が33億円です。

— これだけ大きな数字の拠出金を獲得するために、どのようなご苦労があったのですか。

2002年10月29日の第一次判決は、原告99名中92名の請求を棄却するという厳しい判決でした。

ほとんどの原告は請求を棄却され、あきらめの気持ちになり、他方、東京都は命じられた賠償金を原告団に支払ってきたため、請求を認容された一部の原告の中にはもうお金をもらったつもりになっている方もいました。原告団で丁寧な話し合いを続け、団結を固めました。運動から離れていった原告もいましたが、勝ち取った賠償金はその全額を原告団が管理し、それ以後のたたかひの資金とすることにしました。その結果、第2次から第6次の訴訟、さらに、第1次の控訴審で勝訴判決を勝ち取ることができました。

2007年2月には、国内最大手の自動車メーカー本社前での座り込みをしました。この自動車メーカーから「東京都が新制度をつくるのであれば資金を出す」という感触を得て、「その会社が資金を出すのであれば」ということで他の自動車メーカーも資金を出しましょうということになり、その後、公団も乗ってきました。最後は国でした。4月には、私は支援者の方々と首相官邸の前で座り込みを開始し、原告団事務局長と1時間近く、首相官邸において当時の安倍晋三首相の秘書官に公害被害を訴えることができました。最後には、安倍首相にもお会いできました。

— 西さんは、訴訟係属中に病でお倒れになったとうかがいました。その点をお聞きしてもよいですか。

ええ。2005年10月に気管支ぜん息の発作が出て、入院しました。11月には肺炎を併発し、その後、ギランバレー症候群という難病も発症しました。この難病は、下肢の爪先から麻痺が始まり、麻痺が次第に広がっていき最後には心臓が止まってしまうこともあるという致死率の高い奇病です。私は、一時は死も覚悟しましたが、奇跡的に命を取り留め、2006年4月から、麻痺の後遺症で杖をつきながら再び活動の先頭に立ちました。「解決するまでは死ねない」がこのころの口癖でした。患者の方々や支援者の方々と励まし合いながら、たたかひ抜きました。

— 現在は、どのような活動をなさっているのですか。

「東京公害患者と家族の会」の会長として、新たに創設された救済制度を都民に知らせるための活動や、国や東京都に約束させた公害対策を実現させるための活動をしています。

— どうもありがとうございました。今後も、お体を大事になさって、ご活躍ください。

* 第24回東弁人権賞受賞「特定非営利活動法人 山友会」のインタビューは次号に掲載します。